



「入世 10 年」を迎えた中国における民商法の最新動向

最近中国の法律関連のウェブサイトを見ていると「入世 10 年」という文字が目飛び込んできます。はじめはピンと来ませんでしたが、今年が西暦 2011 年であることを思い合わせ、これが「中国が『世』界貿易機構 (WTO) に加『入』して『10 年』」の意味であることに気が付きました。

中国は 2001 年 12 月 11 日に WTO に加盟し、今年でちょうど加盟 10 周年となります。

「入世」後の中国は、経済的に急発展し、「世界の工場」から「世界の市場」への変貌を遂げましたが、法律もそれに伴って急速に整備されてきています。あまりに変化が急なので、「中国では法律の変化が早すぎて、追いついていくのが難しい」との日系企業の法務担当の方の溜息もよく聞こえてきます。

本連載では、3 回に分けて中国法の最近の動向と法律実務の状況についてお伝えする予定です。連載第 1 回の本稿では、中国の民商法に関する基本法を中心に法改正の最新の動向について簡単にご紹介したいと思います。

I 民法——民法典制定に向けた法律整備、注目は製造物責任の強化

民法の分野では、将来の民法典の制定を目指し、分野ごとの単行法制定が進められています。これまでに制定されていた民法通則、契約法、担保法、物権法、婚姻法、養子法、相続法に加え、最近では 2009 年に権利侵害責任法 (不法行為法)、2010 年に涉外民事関係法律適用法 (国際私法) の制定が完了し、民法典を構成することが予定される法律はほぼ揃いました。まだ立法計画には示されておらずあくまでも未定ですが、近年中に中国の民法典が登場する可能性があります。

2009 年に制定された権利侵害責任法について、

企業法務との関係で重要と思われるのは、製造物責任に関してリコールや懲罰的損害賠償を明確に規定したことです。中国では「メラミン粉ミルク事件」等の重大事件が近年多発し、消費者の安全保護に向けた規制が強化されつつあります。懲罰的損害賠償については上限額の規定がなく、今後の運用が注目されます。

中国の製造物責任は、懲罰的損害賠償のほか、製造者のみならず販売者も責任を負う場合がある点も特徴的であり、訴訟や仲裁において日本法と中国法のいずれが準拠法となるかが紛争解決の行方に大きな影響を及ぼす場合があることも想定されます。この準拠法について定めているのが上記の涉外民事関係法律適用法です。製造物責任紛争に限りませんが、中国で民事紛争に巻き込まれた場合、どの国の法律が準拠法となるか、最初に確認することが必要です。

II 民事訴訟法——「当事者主義」の推進に向けた大改正

現行の民事訴訟法は、1991 年に制定され、その後 2007 年に再審、執行に関する一部改正が行われましたが、現在更に全面的な改正作業が進められています。

民事訴訟法改正の大きな方向性としては「当事者主義」の推進が掲げられています。筆者が立法機関や中国の民事訴訟法学者の方々との意見交換を通じて理解するところでは、近年の民事訴訟事件の急増による人民法院の事件処理能力の逼迫が、積極的な職権証拠調べを行っていたこれまでの民事訴訟実務を見直し、当事者による立証中心の訴訟構造に改める転機となっているようです。その意味では必ずしも「当事者の権利保障」といった発想からの出発とは言えないと思われる点に中国的特色が感じられ